

# 神戸大学楠地区及び名谷地区動物実験委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神戸大学動物実験実施規則（平成19年3月20日制定。以下「実施規則」という。）第11条第4項の規定に基づき、神戸大学楠地区及び名谷地区動物実験委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 実施規則第6条第1号委員のうち医学研究科又は医学部附属病院及び保健学研究科から選出された者
- (2) 実施規則第6条第2号に定める者
- (3) 獣医師1人
- (4) 医学分野以外の学識経験者若干人
- (5) その他委員会が必要と認めた者

2 第1項第1号及び第2号の委員は、学長が任命し、第3号から第5号までの委員は、学長が委嘱する。

3 第1項第1号、第3号から第5号までに掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

(委員長及び副委員長)

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第4条 委員会は、委員の過半数が出席し、かつ、第2条第1項第5号の委員の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

2 議事は、出席した委員の3分の2以上でこれを決する。

(審議等)

第5条 委員会は、医学研究科、保健学研究科、医学部附属病院における実施規則第5条第1号から第4号までに掲げる事項について、学長の諮問を受けて、実施規則並びに動物実験における倫理の原則(平成12年4月1日神戸大学動物実験委員会制定)及び動物の苦痛に関する審査基準(平成12年4月1日神戸大学動物実験委員会制定)等に基づいて、審議又は調査する。

2 委員は、自己の申請に係る審査に関与することはできない。

3 動物実験の申請に係る許可の決定は、原則として、委員全員の賛成を必要とする。

(審査結果の報告)

第6条 委員長は、前条の審議等を終了したときは、速やかに結果等を学長に報告するものとする。

(意見の聴取)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴取することができる。

(専門委員会)

第8条 委員会に、専門の事項を調査審議するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会に関する事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、医学部研究支援課において行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際現に在任する神戸大学医学部動物実験委員会（以下「旧委員」という。）は、第2条の規定による委員とみなし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、旧委員としての残任期間と同一の期間とする。

3 神戸大学医学部動物実験委員会規則（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際現に在任する改正前の第2条第1項第2号及び第3号の規定による委員（以下「旧委員」という。）は、改正後の第2条第1項第2号の規定による委員とみなし、その任期は、同条第4項の規定にかかわらず、旧委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に在任する改正前の第2条第1項第2号から第6号の規定による委員は、改正後の第2条第1項第1号、第3号から第5号の規定による委員とみなし、その任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

附 則

1 この規程は、平成31年3月1日から施行する。